

災害に備えて新たな避難支援体制を整備します

町では、『田布施町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例』などに基づき、災害時に自力での避難が困難な人を守るため、新たな体制づくりに取り組みます。

■この取組のねらい

災害時に支援が必要な人の名簿『避難行動要支援者名簿』と、一人ひとりの具体的な避難方法などをまとめた『個別避難計画』を作成します。これらの情報を平常時から地域の支援者と共有することで、災害時の円滑な避難につなげます。

◇個別避難計画とは？

災害時に『どこへ』『どのように』『どのタイミングで』『だれと』避難するかを、あらかじめ定め、これを支援者と共有することで、迅速な対応が可能になります。

■対象となる人（避難行動要支援者）

在宅で、次の①～⑤のいずれかに該当する人

①介護保険

要介護3～5の認定を受けている人

②身体障害者手帳

障害等級が1級または2級の人

③精神障害者保健福祉手帳

障害等級が1級の人

④療育手帳

障害の程度が『A』の人

⑤その他

上記以外で、町長が支援の必要性を認めた人

■避難行動要支援者名簿情報の取り扱い

条例と個人情報保護法に基づき、支援に必要な最低限の範囲で、以下の情報を避難支援等関係者に提供します。

・氏名

・性別

・住所（居所）

・生年月日（年齢）

・電話番号などの連絡先

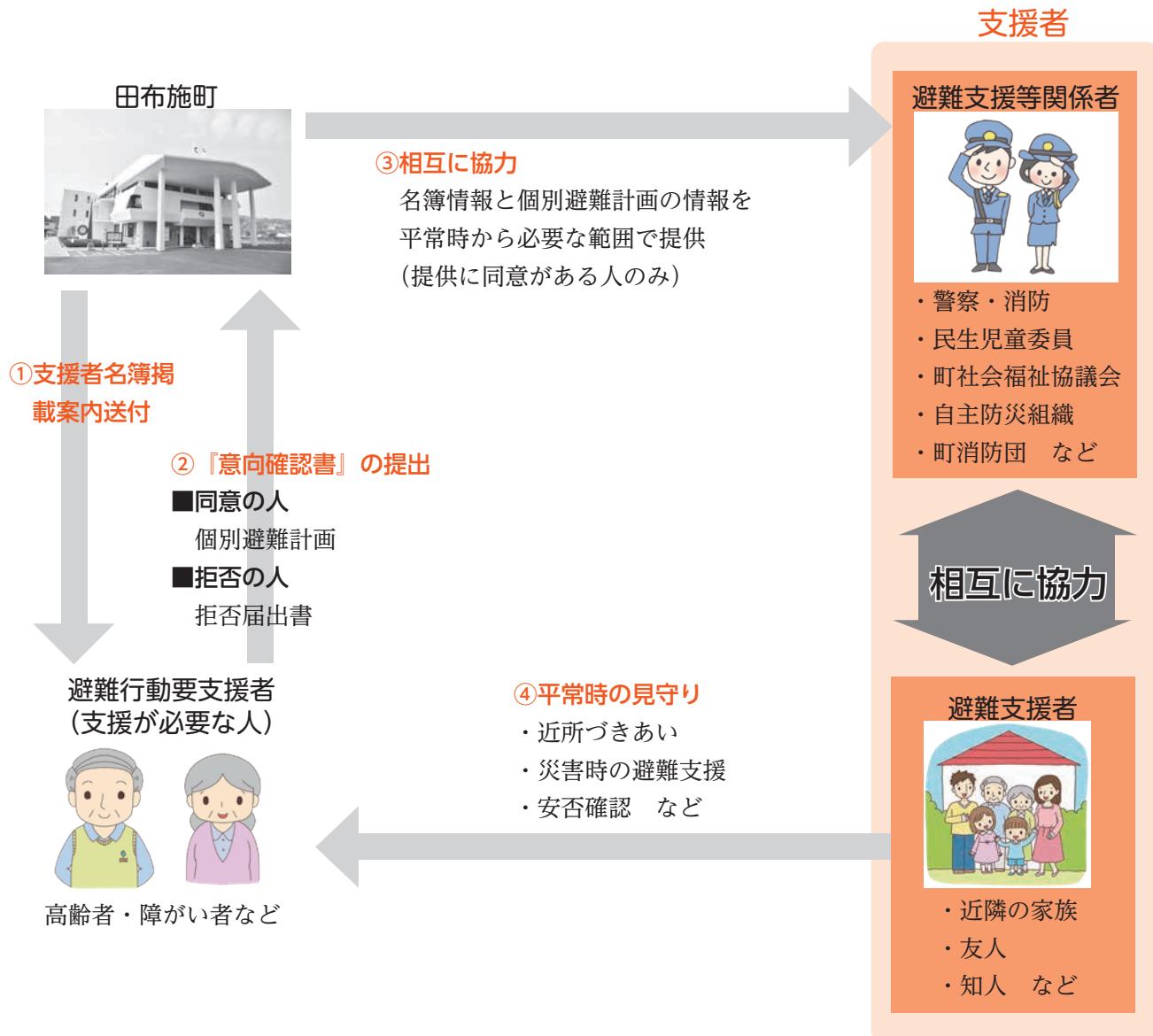
・避難支援を必要とする理由

■それぞれの役割について

この取組は、行政・地域・本人が相互に協力することで成り立ちます。

区分	平常時の役割	災害時の役割
避難行動要支援者 (ご本人・家族)	<ul style="list-style-type: none">・個別避難計画の作成と共有・備蓄品の準備、家具の固定・近隣との交流、訓練への参加	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り、早めの準備と行動・支援を待つだけでなく、自ら行動する
避難支援者 (近隣・家族・友人など)	<ul style="list-style-type: none">・日頃の見守り、声かけ・地域での避難体制の整備・防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">・<u>自分の安全を確保した上で、可能な範囲で支援</u>・安否確認、避難誘導、情報の伝達
避難支援等関係者 (警察・消防・民生児童委員など)	<ul style="list-style-type: none">・制度の目的や趣旨の理解・制度の周知への協力	<ul style="list-style-type: none">・避難支援、避難後の生活支援などへの協力

『避難行動要支援者名簿』と『個別避難計画』による支援のイメージ



< ご注意ください >

この取組は、災害時の避難支援を完全に保証するものではありません。
また、支援をする人は法的な義務や責任を負うものではありません。

■今後のスケジュール

対象となる人へ、3月上旬に案内文書を送付します。

◇拒否される場合の手続き

支援者への情報提供を希望しない場合は、同封の『避難行動要支援者名簿情報等提供拒否届出書』を提出してください。なお、災害が発生または発生する恐れがある場合は、災害対策基本法の規定により、拒否された人についても、名簿情報や個別避難計画の情報を関係機関に提供することができます。

- ・提出期限 3月31日(火)
- ・提出先 総務課(返信用封筒を利用して下さい)

◇情報の提供時期 拒否届の提出期限後、内容を整理した上で本年中に支援者へ提供する予定です。

■問合せ先

◇制度全般・取組について 総務課 総務係 ☎ 52-5802

◇障害者手帳をお持ちの人 町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

◇介護保険を利用している人 健康保険課 長寿支援係 ☎ 52-5809